

平成 28 年 3 月 25 日県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池等整備事業））道灌地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成 28 年 9 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義